

NEC支店長死亡めぐり裁判 国の処分取り消す判決 福岡高裁

7年前、NECの岡山支店長が脳出血で死亡したことをめぐり福岡県に住む遺族が仕事が原因だと訴えていた裁判で福岡高等裁判所は長時間労働などが原因と認め、1審判決とは逆に遺族補償給付の支給を認めなかった国の処分を取り消す判決を言い渡しました。

7年前、NEC岡山支店の支店長だった男性が脳出血で死亡したことについて、久留米市に住む遺族は遺族補償給付の支給を認めなかった労働基準監督署の処分の取り消しを求めましたが、1審の福岡地方裁判所は去年5月、遺族の訴えを退け、遺族側が控訴していました。

26日の2審の判決で福岡高等裁判所の岡田健裁判長は、新たに証拠として提出されたタブレット端末のスケジュール表などから支店長の時間外労働は発症する前の6か月間の平均で8.1時間に達していたと認めました。

その上で「時間外労働が長時間であったことに加え、連続勤務などの負荷要因があったことなどを考慮すると、病気の発症は仕事が原因だと認められる」と判断し、1審判決とは逆に国の処分を取り消す判決を言い渡しました。

判決について亡くなった男性の妻は「行政でも裁判でも認めてもらえないことが続き悔しい思いをしました。ようやく夫の働きぶり、頑張りが認められてうれしいです。夫の頑張りがようやく報われる日が来たと思います」とコメントしています。

09/26 21:15

[ニュース・トップへ](#)

---

[NHK福岡放送局](#)  
[リスト版トップ](#) / [全国のニュース](#)

---